

令和3年度 産業廃棄物排出事業者等説明会 質問

開催日	質問	回答
11/15	災害に伴って生じた廃棄物は一廃とありましたが、明らかに事業所から排出された廃棄物でも一廃に該当するのでしょうか？	事業所が被災したことにより生じた廃棄物は、一般廃棄物となります。
11/15	収集運搬車にステッカーが貼付されていない時、処理業者として罰則のようなものはあるのか。貼付けのない車両で運搬された廃棄物を引き受けてはいけな、くらのがないと気付かないフリをしてしまう	収集運搬車の両側面に表示をせず運搬した場合、産業廃棄物処理基準違反として命令の発出等行政処分の対象となる場合があります。 処分業者が表示のない車両で運搬された廃棄物を引き受けてはならないとの規定はありませんが、処分業者の皆様には適正処理促進のため、事業者への周知に御協力をお願いします。
11/15 チャット欄記載	質問させていただきます。電子マニフェストにつきまして、期限切れになってしまうと罰則があるのでしょうか？	排出事業者にあつては、紙マニフェスト・電子マニフェストいずれであっても交付の日から産業廃棄物の場合90日以内、特別管理産業廃棄物の場合60日以内に処理完了した旨の、また、180日以内に最終処分完了した旨の通知(紙の場合は写しの送付)がない場合は、処理状況を把握し必要な措置を講ずるとともに県(又は盛岡市)に報告する必要があります。 これを行わない場合、県(又は盛岡市)から勧告・命令が発出され、従わない場合は、罰則が適用される場合があります。 処理業者にあつては、処理が完了してから3日以内に通知(紙マニフェストにあつては10日以内に写しの送付)を行わない場合は、罰則が適用される場合があります。
11/15 チャット欄記載	レジメのP13について質問させていただきます。 (3)の事前に書面で通知について、決まったフォームがありますか。それともWDSを契約書に添付すれば問題ないという理解で宜しいですか？	事前に書面で通知する際の決まったフォームはありませんが、書面での通知の際には資料3に添付しております廃棄物データシート(WDS)の活用をご検討下さい。